

アパート Wi-Fi 規約集

アパート Wi-Fi 工事規約	Ver2.0	2025 年 9 月 1 日改訂
アパート Wi-Fi 保守規約	Ver2.0	2025 年 9 月 1 日改訂
B-net 利用規約	Ver2.0	2025 年 9 月 1 日改訂
プライバシーポリシー	Ver1.1	2025 年 4 月 1 日改訂

株式会社 **バッファロー・IT・ソリューションズ**

- ・記載されている会社名・サービス名は各社の商標および登録商標です。
- ・本書の一部あるいは全部を無断で使用、複製することはできません。

目次

アパート Wi-Fi 工事規約	4
アパート Wi-Fi 保守規約	12
B-net 利用規約	19
プライバシーポリシー	25

アパート Wi-Fi 工事規約

株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ（以下「当社」といいます。）が提供するアパート Wi-Fi（集合住宅の所有者等が、居室を入居者に対して賃貸する一環として、入居者が居室内でのインターネット利用を可能とするインターネットサービスを提供するにあたり、当社が当該集合住宅の所有者等による当該サービスの提供を可能ならしめるための工事、電気通信サービス等を一体的に提供する役務の総称をいいます。）に関する工事及びお客様が設置を希望されたネットワークカメラその他物品に関する工事（以下単に「工事」といいます。）に関する条件を定めるものです。
2. 本規約を内容とする工事に関する契約（以下「工事契約」といいます。）は、お客様が本規約の内容に同意のうえ当社所定の注文書を発し、当社がこれを承り書で承諾した時点で成立します。よって、工事は、本規約及び工事契約に基づき提供されます。
3. 工事契約に別途記載する特約条項は、本規約に優先して適用されます。
4. 当社は、本規約を変更することがあります。なお、本規約を変更する前に締結した工事契約に変更前の規約の内容は適用されません。

第2条（工事の標準仕様）

工事の標準仕様は、次のとおりです。

工事名	共用部タイプ※1	各戸タイプ※2
無線 LAN アクセスポイント機器の取付	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物共用部へ取付けます。 ② 建物共用部が屋外にある場合、プラスチック製の収容箱へ収容します。 ③ 建物共用部が屋内にある場合、収容箱がない場合があります。 ④ 収容箱の大きさは、当社が選定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 各居室内へ取付けます。 ② 居室内の情報コンセント付近への壁面取付、又は据置取付とします。
ブロードバンドルーター機器及びレイヤー2スイッチング HUB 機器取付	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物共用部へ取付けます。 ② 金属製又はプラスチック製の収容箱へ取付けます。 ③ 機器の数量は、各 1 台とし、同一場所へ取付けます。 ④ MDF 盤等建物既存設備内に機器収容スペースがある場合、そのスペースへ取付けます。 ⑤ 収容箱の大きさは、当社が選定します。 ⑥ 収容箱の設置方法は、設置する建物の構造により壁面設置又は自立設置のうちいずれかに決定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物共用部へ取付けます。 ② 金属製又はプラスチック製の収容箱へ取付けます。 ③ 機器の数量は、当社設計にて算出した数量とします。 ④ MDF 盤等建物既存設備内に機器収容スペースがある場合、そのスペースへ取付けます。 ⑤ 収容箱の大きさは、当社が選定します。 ⑥ 収容箱の設置方法は、設置する建物の構造により壁面設置又は自立設置のいずれかに決定されます。

工事名	共用部タイプ※1	各戸タイプ※2
LAN 配線工事	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、合成樹脂製可とう電線管を敷設し、その電線管に LAN 配線を行います。 ② 屋内時の場合、合成樹脂製のモール部材を使用し、LAN 配線を行う場合があります。 ③ 合成樹脂製可とう電線管の色は、クリーム色とします。モール部材の色は白色とします。 ④ 天井内等隠蔽箇所の場合、LAN 配線のみを行う場合があります。 ⑤ 建物既設電線管を使用する場合があります。 ⑥ 配管は、合成樹脂製のサドルにて壁面又は天面へ固定します。 ⑦ LAN 配線は、カテゴリ5e にて実施します。 ⑧ 配線及び電線管数の量は、当社設計に算出した数量とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、建物既設電線管の空きスペースを利用し、LAN 配線を行います。 ② 電線管を敷設する場合、原則として、合成樹脂製可とう電線管とし、その電線管に LAN 配線を行います。 ③ 屋内時の場合、合成樹脂製のモール部材を使用し、LAN 配線を行う場合があります。 ④ 合成樹脂製可とう電線管の色は、クリーム色とします。モール部材の色は、白色とします。 ⑤ 配管は、合成樹脂製のサドルにて壁面又は天面へ固定します。 ⑥ LAN 配線は、カテゴリ5e にて実施します。 ⑦ 配線の数量は、当社設計に算出した数量とします。
電源工事	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則、合成樹脂製可とう電線管を敷設し、その電線管に電気配線を行います。 ② 屋内時の場合、合成樹脂製のモール部材を使用し電気配線を行う場合があります。 ③ 天井内等隠蔽箇所の場合、電気配線のみを行う場合があります。 ④ 建物既設電線管を使用する場合があります。 ⑤ 配管固定は、合成樹脂製のサドルにて壁面又は天面への固定とします。 ⑥ 電気配線部材は、VVF にて実施し、ブレーカー及びコンセント器具を含みます。 ⑦ 配線の数量は、当社設計に算出した数量とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則、合成樹脂製可とう電線管を敷設し、その電線管に電気配線を行います。 ② 屋内時の場合、合成樹脂製のモール部材を使用し、電気配線を行う場合があります。 ③ 天井内等隠蔽箇所の場合、電気配線のみを行う場合があります。 ④ 建物既設電線管を使用する場合があります。 ⑤ 配管固定は、合成樹脂製のサドルにて壁面又は天面への固定とします。 ⑥ 電気配線部材は、VVF にて実施し、ブレーカー及びコンセント器具を含みます。 ⑦ 居室内取付の無線 LAN アクセスポイント機器への電気工事は含みません。 ⑧ 配線数量は当社設計に算出した数量とします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水等防止機器収容箱の固定箇所、電線管入管箇所及び電線管固定箇所に変成シリコンで防水処理を実施する場合があります。 ・ 使用器具梯子及び脚立を使用することがあります。 		

※1 共用部タイプ：無線 LAN アクセスポイントを集合住宅の共用部に設置するタイプ

※2 各戸タイプ：無線 LAN アクセスポイントを集合住宅の居室内に設置するタイプ

第3条（各戸タイプの工事の日程）

1. 当社が各戸タイプの工事をする場合、当社の作業員が居室内に立入る必要があります。したがって、お客様は、次の事項に同意するものとします。
 - (1)入居者の氏名、連絡先等の情報を取得し、当社に提供すること
 - (2)お客様が入居者の情報を取得することが困難な場合、当社が告知チラシ等を入居者宅へ投函又は配布し、当該情報を取得すること
 - (3)当社が前号により取得した情報を使用し、入居者と工事の日程調整をすること
2. お客様は、お客様が当社に取扱いを委託する入居者の個人情報がお客様によって適法かつ適切に収集されたものであること、お客様が当該個人情報を当社に対し提供する権限があることを保証するものとします。

第4条（工事の内容等の変更）

1. お客様又は当社は、設計変更、工期の変更若しくは工事の全部又は一部の中止（以下「工事の変更等」といいます。）を希望する場合、速やかに相手方に通知のうえ、工期又は工事の変更等の是非及びこれに伴う工事代金の額の変更について協議するものとします。
2. 工事の変更等により、いずれかの当事者に損害が生じた場合、その損害は工事の変更等を申し出た当事者が負担するものとします。ただし、その工事の変更等を申し出た原因が相手方にある場合はこの限りでなく、また、いずれの当事者の責めに帰すことのできない事由による場合は両者が協議のうえでその損害の負担について協議して決定する。

第5条（工事費及び支払方法）

1. 工事費及び支払方法は、工事契約で定めます。
2. お客様は、当社の発行する請求書に従って工事費を当社にお支払いください。

第6条（工事費の変更）

お客様又は当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対し、その理由を明示して工事費の変更を求めることができます。

- (1)工期内に物価等（価格統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等を含みます。）の変動又は変更により工事内容又は請負代金額が不相当となった場合
- (2)工事の期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、工事費が明らかに適当でないと認められる場合
- (3)中止した工事又は災害の影響があった工事を続行する場合において、工事費が明らかに適当でないと認められる場合

第7条（再委託）

お客様は、当社が工事の全部又は一部を第三者に委託することをあらかじめ承諾します。この場合、当社は、当該第三者の行為について責任を負うものとし、当該第三者にも工事契約上で当社が負うものと同等の義務を課すものとします。

第8条（完成検査及び完了報告書）

1. 当社は、工事が完了した場合、遅滞なく工事の完了報告書を作成し、お客様に提出します。
2. 工事契約が各戸タイプの場合であって、共用部又は各戸のいずれかを問わず、当社が工事に着手した日から60日間を経過しても全居室について工事が完了していないときは、当社は、お客様に対し、当該時点で完了している居室分の工事について完了報告書を提出します。また、その後に工事が完成した居室がある場合、当社は、お客様に対し、毎月末日を締め日として、当該居室に係る工事の完了報告書を提出します。
3. お客様は、工事の完了報告書の受領後、遅滞なく工事の内容を別途協議のうえ決定した方法で検査し、工事の内容に契約内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）を発見された場合、当該受領日から5営業日以内にその内容を当社に通知するものとします。
4. 当社は、前項の通知があった場合、その内容を確認したうえで、契約不適合を是正します。ただし、当社が合理的な方法によって当該契約不適合を是正することができなかった場合、工事契約を解約したうえで工事費を返金することができるものとします。
5. お客様が検査に合格した旨を当社に通知した場合又は前項の通知を完了報告書の受領日から5営業日以内にしなかった場合、工事は完成したものとし、当社は、工事の目的物を引渡します。

第9条（契約不適合責任）

1. 工事に前条第2項に定める検査では発見できない契約不適合があった場合、工事の完成日から1年以内にお客様が当該契約不適合を通知していただいた場合に限り、当社は、契約不適合を是正します。ただし、当社が合理的な方法によって当該契約不適合を是正することができなかった場合、工事契約を解約したうえで工事費を返金することができるものとします。
2. 各戸タイプの工事については、前項に定める検査では発見できない契約不適合があった場合、共用部分の工事については当該工事の完成日から1年以内、各戸の工事については各戸の工事の完成日から1年以内にお客様が当該契約不適合を通知していただいた場合に限り、当社は、契約不適合を是正します。ただし、当社が合理的な方法によって当該契約不適合を是正することができなかった場合、工事契約を解約したうえで工事費を返金することができるものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、契約不適合が当社の故意又は重大な過失に起因する場合、当社の責任及び費用で当該契約不適合を是正します。ただし、当社が合理的な方法によって当該契約不適合を是正することができなかった場合、工事契約を解約したうえで工事費を返金することができるものとします。

第10条（自己都合等による解除）

1. お客様は、工事契約締結後から当社が工事に着手するまでの間、自己都合により工事契約を解除できます。その場合、お客様は、当社に対し、調査設計費相当額30,000円（税別）を支払う義務を負います。

2. お客様は、当社が工事に着手した後に、自己都合により工事契約を解除した場合、当社に対し、当社が工事のために要した一切の費用及び工事で取付けた設備の撤去費用を支払う義務を負います。

第 11 条（困難がある工事の解除・工事が完了できない場合の解除）

1. 当社は、工事契約締結後も、工事現場等の状況を確認したうえで、工事が困難であると判断した場合、工事契約を解除できます。
2. 当社は、工事契約が各戸タイプの場合であって、入居者から工事の同意が得られないことと等により、共用部又は各戸のいずれかを問わず当社が工事に着手した日から 60 日間を経過しても全居室について工事が完了していない場合、工事が完了していない居室に係る工事契約を、当社の裁量で解除することができます。
3. 当社は、前項に基づき工事契約を解除した場合、解除した部分に係る受領済みの工事費を返金します。返金する代金に利息は付しません。
4. 当社は、第 2 項の解除によってお客様に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する義務を負いません。

第 12 条（即時解除）

お客様が次の各号の一つにでも該当するに至った場合、当社は、工事契約を何等の通知又は催告を経ないで直ちに解除できるものとします。この場合において、お客様は、当然に期限の利益を失い、その時点で当社にお支払いいただけていない料金の全額を、一時に請求されても異議はないものとします。

- (1) 当社に対する債務の履行を怠り、又はそのおそれがある場合
- (2) 支払停止があった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは会社整理の申立てがあった場合、又は清算手続に入った場合
- (5) 営業の全部又は主要な一部を休止し、又は譲渡した場合
- (6) 経営状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な理由がある場合
- (7) 工事契約のお申込時に当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (8) クレジットカードによる料金の支払方法を選択した場合において、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他クレジットカードの利用が認められていないこと、又は事後的にクレジットカードの利用が認められなくなったこととなった場合
- (9) 前各号のほか、工事契約に違反した場合

第 13 条（残存条項）

工事契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、第 5 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、本条、第 14 条、第 15 条第 1 項、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条、第 21 条は効力が存続するものとします。

第 14 条（損害賠償）

1. 当社は、工事の遂行に関連してお客様に損害を与えた場合、逸失利益及び予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害を除く、通常の損害について賠償します。
2. 当社が工事契約に関して負う損害賠償金額の累積総額（上限額）は、お客様が支払済みの工事費の金額とします。
3. 当社は、工事の遂行に関連して第三者に損害を与えた場合、当該第三者が被った損害を賠償します。ただし、当該損害がお客様の責めに帰すべき事由により生じたものである場合、お客様が当該損害を賠償するものとします。

第 15 条（不可抗力）

1. 当社は、天災地変、火災、電力等のエネルギーの供給不足、偶発事故、合理的な輸送手段の利用不能又は輸送機関の事故、感染症等の病気の流行、法令又は行政指導その他当社の責めに帰することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、工事契約の履行ができないとき、債務不履行責任を負いません。
2. 当社は、前項の事由により工事ができなくなった場合、遅滞なく、お客様に対して、理由を付してその旨を通知します。この場合、当該事由によって工事ができなかった期間分だけ工事の期間は延長されるものとします。
3. 不可抗力によって、工事の出来高部分、工事仮設物等について損害が生じた場合、当社は、事実発生後速やかにその状況をお客様に通知する。
4. 前項の損害について、当社が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、お客様がこれを負担するものとします。ただし、火災保険、建設工事保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額をお客様の負担額から控除します。

第 16 条（履行遅滞）

1. 当社が工事契約で定めた工事完了予定日までに工事を完成できない場合、お客様は、当社に対し、工事契約に定める工事完了予定日から実際に工事が完成する日に至るまでの期間について、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社その他当社に卸電気通信役務を提供する事業者による光コラボレーションモデルに係る回線工事の遅延その他当社の責めに帰すことができない事由による遅延が生じた場合は、この限りではありません。
2. お客様が工事契約で定める支払条件に記載の支払日までに工事費を支払わない場合、当社は、当該支払日の翌日から支払済みに至るまでの期間について、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。
3. お客様が工事費の支払遅延の状態にある場合、当社は、工事の目的物の引渡しを拒むことができます。この場合において、当社が自己の物と同一の注意をして管理したにもかかわらず、工事成果物に損害が生じた場合、当該損害は、お客様の負担となります。
4. お客様が工事費の支払遅延の状態にある期間内に発生した工事の管理のため特に要した費用は、お客様の負担とします。

第 17 条（秘密保持）

1. お客様及び当社は、工事が終了又は工事契約が解除若しくは終了した日から 3 年間を経過する日まで、書面、電子メール、口頭、又は電磁的記憶媒体等の開示形態を問わず、取引を通じて知り得た相手方の情報を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に当該情報を開示又は漏洩し、また、工事契約の遂行以外の目的に使用しないものとしします。
2. 次の各号の一に該当する情報は、前項の規定は適用されません。
 - (1)開示の時、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2)開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3)開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4)被開示者が開示を受けた秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5)開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報

第 18 条（個人情報）

当社がお客様から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律、当社のプライバシーポリシーに基づき取扱います。なお、当社のプライバシーポリシーの内容は変更される場合がありますので、最新の内容は当社のホームページ (<https://buffalo-its.jp/privacy/>) からご確認ください。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様には、現在及び将来において、自己、自己の親会社又は子会社（いずれも会社法の定義によります。以下同じとします。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証していただきます。
 - (1)暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2)取締役、執行役若しくは相談役その他実質的に経営を支配する者又は監査役（以下「役員等」といいます。）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告を要することなく直ちに工事契約を解除することができます。
 - (1)前項に違反した場合
 - (2)役員等が反社会的勢力を利用していると認められる場合
 - (3)反社会的勢力に利益を供与し、又は便宜を供与する等の関与をした場合
 - (4)自ら又は第三者を利用して (i) 暴力的な要求、(ii) 法的責任を超えた不当な要求、(iii) 詐欺的手法、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、若しくは (iv) 偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為をした場合
3. お客様は、前項により工事契約を解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することができません。
4. 当社は、お客様が本条第 2 項の各号のいずれかに該当したことにより当社が損害を被った場合は、お客様に対し、その損害の賠償を請求することができます。

第 20 条（譲渡禁止）

お客様は、当社の書面による承諾なく、工事契約に基づく権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはなりません。

第 21 条（合意管轄裁判所）

お客様及び当社は、工事契約に関する一切の訴訟について、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 22 条（協議事項）

工事契約に定めのない事項及び工事契約の解釈につき疑義を生じた場合、お客様及び当社は、双方で協議のうえ誠意をもって、当該問題を解決するものとします。

附則

本規約は 2015 年 4 月 1 日より実施いたします。

改訂履歴

2017 年 11 月 1 日改訂

2018 年 11 月 16 日改訂

2025 年 9 月 1 日改訂

アパート Wi-Fi 保守規約

株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ（以下「当社」といいます。）が提供するアパート Wi-Fi（集合住宅の所有者等が、居室を入居者に対して賃貸する一環として、入居者が居室内でのインターネット利用を可能とするインターネットサービスを提供するにあたり、当社が当該集合住宅の所有者等による当該サービスの提供を可能ならしめるための工事、電気通信サービス等を一体的に提供する役務の総称をいいます。）に必要な設備の保守（詳細を第2条に定めるものとし、以下「本サービス」といいます。）に関する条件を定めるものです。アパート Wi-Fi に必要となる設備とは、無線 LAN アクセスポイント及びこれに付帯する設備を用いてお客様の所有又は管理する集合住宅において無線 LAN インターネット接続を提供する設備を意味し、以下「アパート Wi-Fi 設備」といいます。
2. 本規約を内容とする本サービスに関する契約（以下「保守契約」といいます。）は、お客様が本規約の内容に同意のうえ当社所定の注文書を発し、当社がこれを承諾した時点で成立します。よって、本サービスは、本規約及び保守契約に基づき提供されます。
3. 保守契約に別途記載する特約条項は、本規約に優先して適用されます。
4. 当社は、本規約を変更する場合、次のいずれかの方法により、発効日の 30 日前までにお客様に対してその旨を通知します。変更後の規約は、当社が別に定める場合を除いて当該効力発生日より効力を生じます。
 - (1) 当社ホームページ上に掲載する方法
 - (2) 各契約のお申込みの際、又はその後に当社にお届けいただいたお客様の電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法
 - (3) 各契約のお申込みの際、又はその後に当社にお届けいただいたお客様のご住所に宛てて郵送する方法
 - (4) その他当社が適切と判断する方法。

第2条（本サービスの詳細）

本サービスの詳細は、次のとおりです。

(1) アパート Wi-Fi 設備の死活監視

当社は、当社のサーバー機器からインターネット回線を経由して、アパート Wi-Fi 設備を死活監視します。ただし、各戸タイプ（アパート Wi-Fi の工事方法のうち集合住宅の居室内に無線 LAN アクセスポイントを設置するタイプの工事をいいます。）の工事により各居室内に設置された無線 LAN アクセスポイントは、死活監視の対象外です。

(2) 障害発生時の調査及び機器交換作業等による復旧対応

当社は、次の定めに従って、アパート Wi-Fi 設備に障害が発生した場合にその原因等を調査し、障害の発生の原因と考えられる機器を交換する等により復旧作業をします。

- ①交換の対象となる機器（以下「対象機器」といいます。）は、次のとおりです。これ以外の機器は、対象となりません。
- ・ ルーター
 - ・ 無線 LAN アクセスポイント（情報コンセント型・外付け型）
 - ・ スイッチング HUB
 - ・ IP カメラ
- ②対象機器の交換は故障又は不具合がある場合に限るものとし、同一又は同等の機能を有した機種と交換します。
- ③各戸タイプの工事により各居室に設置された無線 LAN アクセスポイントの交換が必要となった場合、当該製品を当社に対して送付していただく必要があります。ただし、情報コンセント型の無線 LAN アクセスポイントであって当社に送付できない製品である場合、当社は、居室に訪問する方法によって交換します。
- ④対象機器の故障及び不具合に関する対応の受付は、当社の定める休業日を除く 9:00～18:00 とします。
- ⑤機器の交換等であって訪問が必要となる作業については、当社は、お客様のお申出を受付けた翌営業日以降に実施します。
- ⑥良品と交換された対象機器の所有権は、当社又はお客様による良品との交換が終了した時点で当社に移転します。お客様は、対象機器を初期化や清掃等一定の措置を講じたうえでリファービッシュ品等として使用することを承諾するものとします。
- (3)インターネット接続設定に関する電話サポート
- 当社は、インターネット接続設定に関し、お客様又は入居者をサポートします。なお、当社は、接続に必要な ID 及びパスワードを入居者に対して当社から直接開示することはありません。
- (4)アパート Wi-Fi 設備のソフトウェア更新作業
- 当社は、セキュリティーや不具合の修正を内容とするものに限り、アパート Wi-Fi 設備のソフトウェアの更新作業をします。機能追加を内容とする更新作業は除きます。
- (5)アパート Wi-Fi 設備の設定変更作業
- 当社は、アパート Wi-Fi の導入に際しての工事の種類が共用部タイプである場合であって、お客様のご依頼があるとき、共用部に設置された無線 LAN アクセスポイントの接続に係る ID 及びパスワードの設定及び変更に関する作業をします。ただし、年 1 回に限ります。
- (6)第三者のソフトウェアの更新による影響
- お客様は、IP カメラの映像を閲覧いただく際、当社が指定する第三者のソフトウェアを利用いただきますが、当該第三者によるソフトウェアの更新等によって、IP カメラとの互換性が失われ、映像の閲覧に支障等が生じる場合がございます。この場合、当社は、同等の機能を有する機器に交換するか、映像の閲覧が可能なソフトウェアを配布すること等によって問題の解決にあたりますが、当社が、当該対応をする間にお客様が映像を閲覧できなくなることによる損失等について責任を負わないものとします。

第3条（本サービスに含まれない内容）

次の各号の内容は、本サービスに含まれません。お客様が当該内容を当社が実施することをご希望される場合、お客様は、当社と協議のうえ、別途当該内容に関する契約を締結するものとします

- (1)お客様若しくは第三者による保守対象機器の不適切な使用によりアパート Wi-Fi 設備に生じた故障若しくは不具合の修理又は障害の修復
- (2)地震、水害、火災その他の天災地変に起因するアパート Wi-Fi 設備の故障又は不具合に対する修理若しくは障害の修復
- (3)アパート Wi-Fi 設備の改造、撤去、解体又は移設等の作業
- (4)障害の切り分けが完了しない段階での予防的なアパート Wi-Fi 設備の交換
- (5)故障又は不具合がある場合以外（アパート Wi-Fi 設備の傷、汚れ又は塗装の剥離等の外形上の損害で保守対象機器の機能に影響が生じていないこと等を含みますが、これらに限られません。）のアパート Wi-Fi 設備の交換
- (6)アパート Wi-Fi 設備内の消耗品の交換
- (7)アパート Wi-Fi 設備内のデータに関する作業
- (8)アパート Wi-Fi 設備の日常の清掃及び点検
- (9)高所作業車又は足場を伴う作業
- (10)アパート Wi-Fi 設備の交換作業中の代品の貸出
- (11)お客様がご使用のコンピュータその他アパート Wi-Fi 設備以外の物品に起因するアパート Wi-Fi 設備の故障又は不具合に対する修理若しくは障害の修復
- (12)アパート Wi-Fi 設備以外の商品に故障又は不具合が生じた場合の問い合わせ対応その他復旧作業

第4条（本サービスの料金及びお支払方法）

1. 本サービスの料金及びそのお支払方法は、保守契約で定めます。
2. お客様が保守契約で定める支払条件に記載の支払日までに本サービスの料金を支払わない場合、当社は、当該支払日の翌日から支払済みに至るまでの期間について、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。
3. 賃金又は物価の変動、対象機器の交換に要する費用の増加その他の事情の変化により第 1 項の本サービスの料金が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、当社は、お客様との誠実な協議を経たうえで、本サービスの料金を変更することができるものとします。

第5条（再委託）

お客様は、本サービスの全部又は一部を第三者に委託することをあらかじめ承諾します。この場合、当社は、当該第三者の行為について責任と義務を負うものとし、当該第三者にも保守契約上で当社が負うものと同等の義務を課すものとします。

第6条（利用期間と解約）

1. 保守契約の契約期間は、お客様が本サービスのご利用を開始した日の属する月の初日から6年間（以下この期間を「最低利用期間」といいます。）とします。ただし、最低利用期間の期間満了の1ヶ月前までに当社に何ら通知がない場合、保守契約は自動的に1年間更新され、以後も同様とします。
2. 当社は、契約期間の期間満了の3カ月前までにお客様に通知することにより、保守契約更新の拒絶又は保守契約内容の変更を行うことができます。この場合、第1項ただし書は適用しないものとします。
3. お客様は、お客様が本サービスの利用を停止される日の1ヶ月前に通知していただくことにより、保守契約を解約することができます。
4. 前項の解約の効力発生日が最低利用期間内である場合、当社は、お客様に対して、違約金30,000円（税別）を請求します。なお、お客様が保守契約の解約と同時に別途締結するB-net 契約を解約された場合であっても当社が請求する違約金は30,000円（税別）とします。
5. お客様が保守契約を第1項の最低利用期間を経過後に解約される場合は違約金を請求しません。

第7条（解除）

1. お客様が次の各号の一つにでも該当するに至った場合、当社は、保守契約を何等の通知又は催告を経ないで直ちに解除できるものとします。この場合において、お客様は、当然に期限の利益を失い、その時点で当社にお支払いいただけていない本サービスの料金の全額を、一時に請求されても異議はないものとします。
 - (1)当社に対する債務の履行を怠り、又はそのおそれがある場合
 - (2)支払停止があった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3)差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合
 - (4)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは会社整理の申立てがあった場合、又は清算手続に入った場合
 - (5)営業の全部又は主要な一部を休止し、又は譲渡した場合
 - (6)経営状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な理由がある場合
 - (7)保守契約のお申込時に当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (8)クレジットカードによる料金の支払方法を選択した場合において、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他クレジットカードの利用が認められていないこと、又は事後的にクレジットカードの利用が認められなくなったこととなった場合
 - (9)前各号のほか、保守契約に違反した場合
2. 卸電気通信役務の当社への提供に係る当社とNTT東日本又はNTT西日本その他卸電気通信役務の当社への提供に係る契約が終了することにより、当社がB-netを提供することができなくなった場合、保守契約の目的がB-net提供用設備の保守であることに鑑みて、当社は、保守契約を何等の通知又は催告を経ないで直ちに解除できるものとします。

3. アパート Wi-Fi が導入されたお客様の物件が第三者に譲渡されたことにより、当社が当該第三者との間で当該物件におけるアパート Wi-Fi 設備に関する保守契約を締結した場合、お客様と締結している保守契約を、当社からお客様への通知をもって解除できるものとします。

第8条（義務の存続）

保守契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、第4条、第6条第4項、本条、第10条、第12条、第13条、第14条第3項及び第4項、第16条は効力が存続するものとします。

第9条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。本サービスを廃止する場合、廃止の3ヶ月前までに当社所定の方法によりお客様に通知します。
2. 当社は、前項に基づき本サービスを廃止したことによりお客様に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第10条（損害賠償）

1. 当社は、本サービスの遂行に関し、お客様に損害を与えた場合、逸失利益及び予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害を除く、通常の損害について賠償します。
2. 当社が保守契約に関して負う損害賠償金額の累積総額（上限額）は、お客様が支払済みの本サービスの月額料金の総額又は一年分の本サービスの月額料金のうちのいずれか低額の金額とします。

第11条（不可抗力）

当社は、天災地変、火災、電力等のエネルギーの供給不足、偶発事故、合理的な輸送手段の利用不能又は輸送機関の事故、感染症等の病気の流行、法令又は行政指導その他当社の責めに帰することのできない事由により、保守契約の履行ができないとき、債務不履行責任を負いません。

第12条（秘密保持）

1. お客様及び当社は、保守契約が解除その他の事由により終了した日から3年間を経過する日まで、書面、電子メール、口頭、又は電磁的記憶媒体等の開示形態を問わず、取引を通じて知り得た相手方の情報を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に当該情報を開示又は漏洩し、また、保守契約の遂行以外の目的に使用しないものとします。
2. 次の各号の一に該当する情報は、前項の規定は適用されません。
 - (1)開示の時、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2)開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3)開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (4)被開示者が開示を受けた秘密情報によらずに独自に開発した情報
- (5)開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報

第 13 条（個人情報）

当社がお客様から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律、当社のプライバシーポリシーに基づき取扱います。なお、当社のプライバシーポリシーの内容は変更される場合がありますので、最新の内容は当社のホームページ（<https://buffalo-its.jp/privacy/>）からご確認ください。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様には、現在及び将来において、自己、自己の親会社又は子会社（いずれも会社法の定義によります。以下同じとします。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証していただきます。
 - (1)暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2)取締役、執行役若しくは相談役その他実質的に経営を支配する者又は監査役（以下「役員等」といいます。）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告を要することなく直ちに保守契約を解除することができます。
 - (1)前項に違反した場合
 - (2)役員等が反社会的勢力を利用していると認められる場合
 - (3)反社会的勢力に利益を供与し、又は便宜を供与する等の関与をした場合
 - (4)自ら又は第三者を利用して (i) 暴力的な要求、(ii) 法的責任を超えた不当な要求、(iii) 詐欺的手法、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、若しくは (iv) 偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為をした場合
3. お客様は、前項により保守契約を解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することができません。
4. 当社は、お客様が本条第 2 項の各号のいずれかに該当したことにより当社が損害を被った場合は、お客様に対し、その損害の賠償を請求することができます。

第 15 条（譲渡禁止）

お客様は、当社の書面による承諾なく、保守契約に基づく権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはなりません。

第 16 条（合意管轄裁判所）

お客様及び当社は、保守契約に関する一切の訴訟について、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 17 条（協議事項）

保守契約に定めのない事項及び保守契約の解釈につき疑義を生じた場合、お客様及び当社は、双方で協議のうえ誠意をもって、当該問題を解決するものとします。

附則

本規約は 2015 年 4 月 1 日より実施いたします。

改訂履歴改訂

2016 年 11 月 30 日改訂

2016 年 12 月 7 日改訂

2017 年 1 月 13 日改訂

2017 年 1 月 19 日改訂

2017 年 1 月 26 日改訂

2017 年 11 月 1 日改訂

2018 年 11 月 16 日改訂

2024 年 2 月 1 日改訂

2025 年 9 月 1 日改訂

B-net 利用規約

株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ（以下「当社」といいます。）が提供する「B-net」（詳細を第2条に定めるものとし、以下「本サービス」といいます。）の詳細を定めるものです。
2. 本規約を内容とする B-net に関する契約（以下「B-net 契約」といいます。）は、お客様が本規約の内容に同意のうえ当社所定の注文書を発し、当社がこれを承諾した時点で成立します。よって、工事は、本規約及び工事契約に基づき提供されます。
3. B-net 契約に別途記載する特約条項は、本規約に優先して適用されます。
4. 当社は、本規約を変更する場合、次のいずれかの方法により、発効日の30日前までにお客様に対してその旨を通知します。変更後の規約は、当社が別に定める場合を除いて当該効力発生日より効力を生じます。
 - (1)当社ホームページ上に掲載する方法
 - (2)各契約のお申込みの際、又はその後に当社にお届けいただいたお客様の電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法
 - (3)各契約のお申込みの際、又はその後に当社にお届けいただいたお客様のご住所に宛てて郵送する方法
 - (4)その他当社が適切と判断する方法

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、アパート Wi-Fi（集合住宅の所有者等が、居室を入居者に対して賃貸する一環として、入居者が居室内でのインターネット利用を可能とするインターネットサービスを提供するにあたり、当社が当該集合住宅の所有者等による当該サービスの提供を可能ならしめるための工事、電気通信サービス等を一体的に提供する役務の総称をいいます。）向けのインターネット回線の提供とインターネット接続サービスの総称です。
2. 本サービスの通信速度は最大 1Gbps で、ベストエフォートでの提供となります。当社は、この最大通信速度を保証するものではなく、通信設備、お客様及び入居者の端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下することがあります。
3. 当社、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）その他卸電気通信役務を当社に提供する事業者は、お客様や入居者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、本サービスを利用する他のお客様との間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限する場合があります。
4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを中止、中断又は停止することがあります。

- (1)当社、NTT 東日本又は NTT 西日本その他卸電気通信役務を当社に提供する会社が本サービスを提供するための設備の保守又は工事を行う場合
- (2)本サービスの提供に使用される設備若しくは回線に過大な負荷を与える行為その他当該設備若しくは回線の運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為がある場合
- (3)天災地変その他の不可抗力が発生又はそのおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
- (4)当社が、技術上又は運営上、本サービスの提供を中止、中断又は停止することが必要であると判断した場合
- (5)お客様が、第 4 条で定める料金の支払を怠った日から 30 日が経過した場合
- (6)その他本サービスの中止、中断又は停止をすることにつきやむを得ない事由による場合

第 3 条（電気通信設備）

1. お客様は電気通信設備（本サービスを提供するため当社、NTT 東日本又は NTT 西日本その他卸電気通信役務を当社に提供する会社が設置した機械、器具その他の設備をいいます。）の取外し、損壊、分解、物品の付加等本サービスの提供に影響を及ぼすことをしてはならないものとします。ただし、天災その他非常事態に際して保護する必要があるとき、又は当社が認めるときはこの限りではありません。
2. お客様は、当社がお客様に対して電気通信設備を貸与している場合であって、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当社に対して当該設備を返還するものとします。
 - (1)B-net 契約が終了した場合
 - (2)本サービスの契約内容の変更により、電気通信設備が不要になった場合

第 4 条（料金及び支払方法）

1. 本サービスの料金及びそのお支払方法は、B-net 契約で定めます。
2. お客様が B-net 契約で定める支払条件に記載の支払日までに本サービスの料金を支払わない場合、当社は、当該支払日の翌日から支払済みに至るまでの期間について、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。
3. 賃金又は物価の変動、回線利用代金の増加その他の事情の変化により第 1 項の本サービスの料金が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、当社は、お客様との誠実な協議を経たうえで、本サービスの料金を変更することができるものとします。

第 5 条（初期契約解除）

1. 電気通信事業法上、初期契約解除制度の適用がある場合、お客様は別途当社が交付する重要事項チェックシートの交付の日から起算して 8 日間を経過するまでの間、書面により B-net 契約を解除することができます。
2. 当社又は媒介等業務受託者が初期契約解除に関する事項につき不実告知をしたことにより、お客様が上記期間内に解除を行うことができなかった場合は、電気通信事業法に定める不実告知後書面をお客様が受領した日から起算して 8 日間を経過するまでの間、書面による B-net 契約を解除することができます。

3. 初期契約解除の効果は、お客様が解除の通知を当社に発信した時点で発生します。
4. お客様が B-net 契約の締結と同時に保守契約を締結された場合、当該保守契約は、本条に定める初期契約解除によって解除されないものとします。保守契約を解除する方法は、保守規約の定めに従う必要があります。

第6条（契約期間と解約）

1. B-net 契約の契約期間は、お客様が本サービスのご利用を開始した日の属する月の初日から6年間（以下この期間を「最低利用期間」といいます。）とします。ただし、契約期間の期間満了の1ヶ月前までに当社に何ら通知がない場合、B-net 契約は自動的に1年間更新され、以後も同様とします。
2. 当社は、契約期間満了の3カ月前までにお客様に通知することにより、B-net 契約更新の拒絶又は B-net 契約の内容の変更の申出をすることができるものとします。この場合、前項ただし書は適用しないものとします。
3. お客様は、お客様が本サービスの利用を停止される日の1ヶ月前に通知していただくことにより、B-net 契約を解約することができます。
4. 前項の解約の効力発生日が最低利用期間内である場合、当社は、お客様に対して、違約金30,000円（税別）を請求します。なお、お客様が B-net 契約の解約と同時に別途締結する保守契約を解約された場合であっても当社が請求する違約金は30,000円（税別）とします。
5. お客様が B-net 契約を第1項の最低利用期間を経過後に解約される場合は違約金を請求しません。
6. お客様が B-net 契約を解約される際に設備の撤去を希望される場合、当社は当該設備を撤去するものとし、当該撤去に必要な費用をお客様に対して請求します。

第7条（解除）

1. お客様が次の各号の一つにでも該当するに至った場合、当社は、B-net 契約を、何等の通知又は催告を経ないで直ちに解除できるものとします。この場合において、お客様は、当然に期限の利益を失い、その時点で当社お支払いいただいていない本サービスの料金の全額を、一時に請求されても異議はないものとします。
 - (1)当社に対する債務の履行を怠り、又はそのおそれがある場合
 - (2)支払停止があった場合、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3)差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合
 - (4)破産、民事再生手続開始、若しくは会社更生手続開始の申立てがあった場合、又は清算手続に入った場合
 - (5)営業の全部又は主要な一部を休止し、又は譲渡した場合
 - (6)経営状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な理由がある場合
 - (7)B-net 契約のお申込時に当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (8)クレジットカードによる料金の支払方法を選択した場合において、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他ク

レジットカードの利用が認められていないこと、又は事後的にクレジットカードの利用が認められなくなったこととなった場合

(9)前各号のほか、本規約又は B-net 契約に違反した場合

2. 当社は、当社と NTT 東日本又は NTT 西日本その他卸電気通信役務を当社に提供する事業者との当社への卸電気通信役務の提供に係る契約が終了した場合は、B-net 契約を何等の通知又は催告を経ないで直ちに解除できるものとします。
3. アパート Wi-Fi が導入されたお客様の物件が第三者に譲渡されたことにより、当社が当該第三者との間で当該物件に関する B-net 契約を締結した場合、お客様と締結している B-net 契約を、当社からお客様への通知をもって解除できるものとします。

第 8 条（義務の存続）

B-net 契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、第 5 条、第 6 条第 4 項、本条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条、第 16 条は効力が存続するものとします。

第 9 条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。本サービスを廃止する場合、廃止の 3 ヶ月前までに当社所定の方法によりお客様に通知します。ただし、当社と NTT 東日本又は NTT 西日本その他卸電気通信役務を当社に提供する事業者との当社への卸電気通信役務の提供に係る契約が終了することなど、当社がかかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。
2. 当社は、前項に基づき本サービスを廃止したことによりお客様に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第 10 条（責任の制限）

当社は、本サービスの遅滞、中止、中断、停止又は廃止その他本サービスに関連して発生したお客様の損害について一切責任を負わないものとします。

第 11 条（損害賠償）

1. 当社が本サービスの遅滞、中止、中断、停止、又は廃止その他本サービスに関連してお客様に損害を与え損害賠償責任を負うものと判断された場合であっても、その損害賠償額は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限るものとします。
2. 当社が B-net 契約に関して負う損害賠償金額の累積総額（上限額）は、お客様が支払済みの本サービスの月額料金の総額又は一年分の本サービスの月額料金のうちのいずれか低額の金額とします。

第 12 条（不可抗力）

当社は、天災地変、火災、電力等のエネルギーの供給不足、偶発事故、合理的な輸送手段の利用不能又は輸送機関の事故、当社と NTT 東日本又は NTT 西日本その他卸電気通信役務を当社に提供する事業者との当社への卸電気通信役務の提供に係る契約の終了、感染症等の病気の流行、法令又は行政指導その他当社の責めに帰することのできない事由により、B-net 契約の履行ができないとき、債務不履行責任を負いません。

第 13 条（第三者との紛争等）

1. お客様による本サービスの利用に関して、入居者その他の第三者との間で何らかの紛争等が生じた場合はお客様が自らの費用と責任で当該紛争等を解決するものとし、当社に何らの損害等も及ぼさないものとします。
2. お客様が、インターネット接続サービスを有料で提供する等電気通信役務を独立して提供する場合、電気通信事業法に基づき、お客様は、自らを電気通信事業者として登録及び届け出る義務が生じる場合がございます。このような場合、お客様が自らの費用と責任で当該問題等を解決するものとし、当社に何らの損害等も及ぼさないものとします。

第 14 条（秘密保持）

1. お客様及び当社は、B-net 契約が解除その他の事由により終了した日から 3 年間を経過する日まで、書面、電子メール、口頭、又は電磁的記憶媒体等の開示形態を問わず、取引を通じて知り得た相手方の情報を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に当該情報を開示又は漏洩し、また、B-net 契約の遂行以外の目的に使用しないものとします。
2. 次の各号の一に該当する情報は、前項の規定は適用されません。
 - (1)開示の時、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2)開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3)開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4)被開示者が開示を受けた秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5)開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報

第 15 条（個人情報）

当社がお客様から取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律、当社のプライバシーポリシーに基づき取扱います。なお、当社のプライバシーポリシーの内容は変更される場合がありますので、最新の内容は当社のホームページ (<https://buffalo-its.jp/privacy/>) からご確認ください。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様には、現在及び将来において、自己、自己の親会社又は子会社（いずれも会社法の定義によります。以下同じとします。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証していただきます。

- (1)暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2)取締役、執行役若しくは相談役その他実質的に経営を支配する者又は監査役（以下「役員等」といいます。）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告を要することなく直ちに B-net 契約を解除することができます。
- (1)前項に違反した場合
 - (2)役員等が反社会的勢力を利用していると認められる場合
 - (3)反社会的勢力に利益を供与し、又は便宜を供与する等の関与をした場合
 - (4)自ら又は第三者を利用して (i) 暴力的な要求、(ii) 法的責任を超えた不当な要求、(iii) 詐欺的手法、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、若しくは (iv) 偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為をした場合
3. お客様は、前項により B-net 契約を解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することができません。
4. 当社は、お客様が本条第 2 項の各号のいずれかに該当したことにより当社が損害を被った場合は、お客様に対し、その損害の賠償を請求することができます。

第 17 条（譲渡禁止）

お客様は、当社の書面による承諾なく、B-net 契約に基づく権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはなりません。

第 18 条（合意管轄裁判所）

お客様及び当社は、B-net 契約に関する一切の訴訟について、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 19 条（協議事項）

B-net 契約に定めのない事項及び B-net 契約の解釈につき疑義を生じた場合、お客様及び当社は、双方で協議のうえ誠意をもって、当該問題を解決するものとします。

附則

本規約は 2015 年 4 月 1 日より実施いたします。

改訂履歴改訂

2016 年 12 月 7 日改訂

2017 年 11 月 1 日改訂

2018 年 11 月 16 日改訂

2024 年 2 月 1 日改訂

2025 年 9 月 1 日改訂

プライバシーポリシー

※このプライバシーポリシーは、当社のプライバシーポリシーの記載のうちウェブサイトを利用されたことによって取得する情報の取扱いに関する記載等を省略したものです。

2005年4月1日制定

■ 法令遵守

当社は個人情報の保護に関する法律およびその他の法令、関係省庁のガイドライン等を遵守のうえ個人情報を取り扱います。

■ 個人情報の収集

当社はお客様の個人情報を適法かつ適正な方法により収集します。

■ 個人情報の利用

当社は、当社が別途定める利用目的を除き、下記目的のためにお客様の個人情報を利用します。

01. 当社の取扱う製品またはサービス（以下、あわせて「当社の製品等」といいます）の提供
02. 当社の製品等に関する各種情報のご案内
03. 当社の製品等に関する総合的なサポートのご提供
04. 当社の製品等のご購入・ご利用履歴などの照会サービス
05. 当社の製品等のご購入時のアドバイス、関連商品のご提案
06. 当社の製品等に関連するセミナーのご案内
07. 当社の製品の修理依頼の受付
08. 当社のイベント、キャンペーン、アンケート、ご優待その他各種企画のご案内および各種企画のご提供
- 09.～15. (略)

■ 個人情報の安全管理

当社は、お客様の個人情報を厳重に保管・管理し、紛失・破壊・改ざん・漏洩の防止その他安全管理のための措置を講じます。

■ 個人情報の提供

当社は、下記の場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供しません。

01. お客様の承諾が得られた場合
02. 法令に基づく場合

■ 個人情報の取扱いの委託

当社は、お客様にサービスを提供するためにお客様の個人情報の取扱いを外部に委託する際は、お客様の個人情報の安全管理が図られている者を選定し、かつ、契約や調査等を通じて必要かつ適切な監督を行います。

■ 個人情報の管理責任者、開示・訂正・利用停止・削除、お問い合わせ・苦情の窓口

お客様の個人情報を管理する責任者は以下のとおりです。お客様が当社にご登録いただいた個人情報の内容の開示・訂正・利用停止・削除を希望される場合、お客様の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情に関しては下記にご連絡ください。

株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ

個人情報お問合せ窓口（営業推進グループ）

所在地：東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内15階

Tel. 03-4213-1140 [受付時間] 平日 9:00～17:45 祝祭日・年末年始を除く

Mail. bsasecurity@buffalo.jp

個人情報の共同利用

■ 共同利用の範囲

当社は、お客様から取得した情報を当社グループの各社と共同利用する場合があります。当社グループとは当社の親会社である株式会社バッファローおよびその連結決算の対象となる会社（連結子会社および持分法適用会社）です。

■ 共同利用する個人情報の項目

共同利用するお客様の個人情報の項目は以下のとおりです。

01. 氏名
02. 性別
03. 生年月日
04. 郵便番号・住所
05. 職業・業種
06. 勤務先・名称
07. 電話番号
08. FAX 番号
09. メールアドレス

■ 共同利用の目的

共同利用の目的は以下のとおりです。

01. 当社グループが取扱う製品またはサービス（以下、あわせて「当社の製品等」といいます）の提供
02. 当社グループの製品等に関する各種情報のご案内
03. 当社グループの製品等に関する総合的なサポートのご提供

04. 当社グループの製品等のご購入・ご利用履歴などの照会サービス
05. 当社グループの製品等のご購入時のアドバイス、関連商品のご提案
06. 当社グループの製品等に関連するセミナーのご案内
07. 当社グループの製品の修理依頼の受付
08. 当社グループのイベント、キャンペーン、アンケート、ご優待その他各種企画のご案内および各種企画のご提供
- 09.～15. (略)

■ 共同利用の責任者、お問い合わせ・苦情の窓口

お客様の個人情報を共同利用する際の管理は株式会社バッファロー・IT・ソリューションズが行います。共同利用に関するお問い合わせ・苦情に関しても上記の個人情報お問い合わせ窓口係までご連絡ください。

仮名加工情報の取扱い

■ 仮名加工情報の作成

当社は、当社製品等のご購入に際して取得した個人情報から、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成して利用します。法令で定める基準に従って、適正な加工を施して仮名加工情報を作成するとともに、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じます。また、作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合いたしません。

■ 仮名加工情報の利用目的

仮名加工情報の利用目的は、上記の個人情報の利用目的と同じです。

■ 仮名加工情報の共同利用

当社は、仮名加工情報を次の通り、共同利用します。

01. 共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目
 - ・ お客様の所属会社名・部署名、郵便番号、住所、ご購入された当社製品名、数量、ご購入金額、支払方法、ご購入日、当社製品等の発送日
02. 共同利用する者の範囲
 - ・ 株式会社トゥーコネクト及び株式会社トゥーメディアイト
03. 共同利用する目的
 - ・ 当社及び共同利用する者の製品及びサービスの売上の確認
 - ・ 当社及び共同利用する者の製品及びサービス並びにその顧客に関する統計情報の作成

- ・ 当社及び共同利用する者の製品及びサービスに関するマーケティング分析、及びその他のマーケティング活動への利用
04. 共同利用する仮名加工情報に関する個人データの管理責任者、お問い合わせ・苦情の窓口
- 上記の共同利用の責任者お問い合わせ・苦情の窓口と同じです。

プライバシーポリシーの改定について

当社は、改訂日の1週間前までに当社ホームページ上に掲載する方法その他当社が適切と判断する方法により公表することにより、本プライバシーポリシーを改定することができます。

最終改定日 2025年4月1日

以上

一棟まるごと



アパート

Wi-Fi

FREE Wi-Fi SERVICE FOR APARTMENT